

\*\*\*\*\*

佐賀産業保健総合支援センター「かささぎ」メール・マガジン

平成 29 年（2017）3 月 9 日 第 105 号

\*\*\*\*\*

◇◆◇<目次>◇◆◇-----

1. 研修会のご案内 \*平成 29 年 4 月の研修会ピックアップ\*
2. お知らせ
3. 産業保健関係情報・統計情報等（厚生労働省）

■ 1. 研修会のご案内 \*平成 29 年 4 月の研修会ピックアップ\*

【産業医研修】

<研修会番号 1 >

日 時：平成 29 年 4 月 27 日（木） 18：30～20：30

会 場：アバンセ 4 階 第 3 研修室 A（佐賀市天神 3-2-11）

テーマ：「事務系職場の産業医活動」

講 師：後藤 英之（産業保健相談員）

◎お申込書はこちらから。

[http://sagas.johas.go.jp/public/\\_upload/type010\\_1\\_3/file/file\\_14878255105.pdf](http://sagas.johas.go.jp/public/_upload/type010_1_3/file/file_14878255105.pdf)

■ 2. お知らせ

◆労災疾病等医学研究普及サイトのご案内 「勤労者医療フォーラム 市民公開講座～がんになっても仕事を続けるための仕組み～」を開催しました【労働者健康安全機構】

当機構では、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組んでおり、現在は、労災疾病等医学研究として 9 テーマ：「腰痛」「運動器外傷機能再建」「生活習慣病」「睡眠時無呼吸症候群」「就労支援と性差」「作業関連疾患」「外傷性高次脳機能障害」「じん肺」「アスベスト」の研究を実施しているところです。

労災疾病等医学研究普及サイトでは、現在実施している 9 テーマの研究紹介に加え、これまで実施してきた研究成果についても掲載しています。

その中から、現在、社会的に注目を集めている「治療と職業生活の両立支援」をご紹介します。この研究では、産業医と主治医に対しがん患者に関するアンケート調査を実施し、患者の就労に関する相談は約 80%の医師が経験し、患者の就労問題は身近な話題であった一方、産業医から主治医への相談は約 37%、主治医から産業医は約 4.7%と、両者の情報共有は乏しいことが判明しています。このほか、相談窓口の設置など企業内での職場復帰支援体制が整っていない現状が認められました。

この研究を受けて、現在、労災病院グループでは「治療就労両立支援モデル事業」を実施しており、平成 29 年 2 月 10 日（金）に東京都品川において「市民公開講座～がんになっても仕事を続けるための仕組み～」を開催し、医療従事者や企業の人事労務担当者、患者やその家族等 159 名の方が参加されました。

◎ 市民公開講座の様子はこちらから。

■ 3. 産業保健関係情報・統計情報等【厚生労働省】

---

◆「平成 28 年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書」の公表について

厚生労働省の「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」において、労働安全衛生法施行令別表第 9 に新たに追加する物質について、検討結果がまとめられた報告書が公表されました。

◎詳細はこちら。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000152189.html>

---

◆平成 29 年 4 月の特定化学物質障害予防規則の改正（3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン（略称MOCA）に係る特殊健康診断項目の見直し）について

3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン（略称MOCA）に係る特殊健康診断の項目に、膀胱がん等の尿路系腫瘍を予防・早期発見するための項目を追加すること等を内容とする「特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 8 号）が平成 29 年 2 月 16 日に公布されました。

この改正省令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行・適用されます。

◎詳細はこちら。 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzeneisei54/>

---

◆「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」の諮問と答申

～危険物乾燥設備における爆発戸等の設置の例外措置などを今年 4 月に施行予定～

厚生労働大臣は、平成 29 年 2 月 22 日、労働政策審議会に対して、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。この諮問を受け、同日、同審議会安全衛生分科会で審議が行われ、同審議会から妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえた省令等の改正作業を進め、今年 3 月に公布、4 月（一部は 6 月）に施行する予定です。

【改正のポイント】

(1) 危険物乾燥設備の爆発戸等に関する改正

危険物乾燥設備を使用して加熱乾燥する乾燥物が爆発する場合に生じる圧力に耐える強度を有する危険物乾燥設備について、爆発戸等の設置等を免除する。（労働安全衛生規則第 294 条第 4 号）

(2) 本籍地の記載を求める省令様式等の改正

以下の省令における本籍地の記載を求める様式等について、本籍地に関する項目を削除する。

- ・労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
- ・作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号）
- ・労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）

◎詳細はこちら。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000152406.html>

---

◆平成 29 年 2 月 22 日（水）に開催された「第 100 回労働政策審議会安全衛生分科会」の資料が公開されました

◎詳細はこちら。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152617.html>

---

◆3月は「自殺対策強化月間」です

平成28年4月1日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律において、3月は「自殺対策強化月間」と位置付け、国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとするのが新たに規程されました。また、[自殺総合対策大綱](#)には、啓発活動の推進、啓発事業によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

◎詳細はこちら。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150135.html>

(厚生労働省 HP)

<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/emergency/> (こころの耳 HP)

---

◆「治療と職業生活のガイドライン」の参考資料の追加(脳卒中・肝疾患)

厚生労働省において、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(以下、「ガイドライン」)」の参考資料として、「脳卒中に関する留意事項」と「肝疾患に関する留意事項」が公表されました。

【今回追加された留意事項のポイント】

<脳卒中に関する留意事項>

- ・再発等予防・治療のための配慮
- ・障害特性に応じた配慮
- ・復職後の職場適応とメンタルヘルス

<肝疾患に関する留意事項>

- ・肝疾患の特徴を踏まえた対応
- ・肝疾患に関する不正確な理解・知識に伴う問題への対応

◎詳細はこちら。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000153215.html>

---

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

ご相談・ご質問をお待ちしています！

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

佐賀産業保健総合支援センターでは、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口(予約面談)・電話・Eメール等で受付・対応しています。各専門分野の産業保健相談員を中心に対応し、解決方法を助言させていただきます。ご利用は無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

【担当分野・相談例】

- 産業医学 : ●健康診断の事後措置 ●職業性疾病の予防対策 ●職場巡視の方法
- 労働衛生工学 : ●作業環境の維持管理と改善の方法 ●測定機器の扱い方
- メンタルヘルス : ●職場におけるメンタルヘルスの進め方
- 労働衛生関係法令 : ●関係法令の解釈
- カウンセリング : ●職場における指導 ●相談の進め方
- 保健指導 : ●勤務形態や生活習慣病に配慮した生活指導の仕方

※各専門分野の相談員名簿についてはこちら↓↓

<http://sagas.johas.go.jp/index.php?id=7>



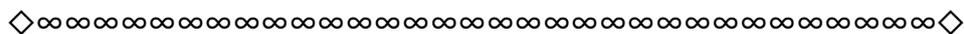
独立行政法人 労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター

〒840-0816 佐賀市駅南本町 6 - 4 佐賀中央第一生命ビル 4 階

T E L 0952-41-1888 F A X 0952-41-1887

●ホームページ <http://sagas.johas.go.jp/>

●Eメール [sanpo41-8@sagas.johas.go.jp](mailto:sanpo41-8@sagas.johas.go.jp)



メルマガ変更・配信中止のご通知は「メルマガメールアドレス変更」または「メルマガ配信中止」と件名にご記載の上、こちら [sanpo41-8@sagas.johas.go.jp](mailto:sanpo41-8@sagas.johas.go.jp) まで)

【記入例】 件名：メールアドレス変更希望

旧アドレス[ ]

新アドレス[ ]